

令和7年度秋田市ツキノワグマ誘引樹木伐採事業補助金のご案内

市街地でのクマ出没対策。クマを誘引する樹木の伐採費用を補助します。



目的：なぜこの補助金があるのか？

市街地におけるツキノワグマによる人身被害を未然に防ぐため、誘引の原因となる樹木を伐採する事業に対する補助制度です。

対象：誰が何を申請できるのか？

	対象者	市内に住所を有する個人、または町内会等の自治組織 (条件：市税の未納がないこと)
	対象樹木	クリ・カキ（クマを誘引する実のなる樹木）
	対象事業	市街化区域内にある対象樹木を、事業者へ委託して根元から伐採するもの (注意：農地の保全や営利目的の伐採、自身で作業するものは対象外)



補助額：いくら補助されるのか？

伐採作業委託料の2分の1以内

上限：1本あたり2万5,000円

(算出額の1,000円未満の端数は切り捨て)

申請から補助金交付までの流れ

手続きは事業の「開始前」と「完了後」の2段階に分かれています

【事業実施前】

1



交付申請 **【重要】 R7年度は2月20日頃までに提出ください。**

伐採事業を始める前に、市へ申請書類を提出します。

- ・ 交付申請書(様式第1号)
- ・ 樹木の状態が分かる写真、位置図
- ・ 伐採事業者の委託に係る見積書の写し
- ・ 所有者の委任状(様式第2号)※申請者が所有者でない場合
- ・ 市税の未納がないことの証明書類

2



交付決定

市が内容を審査し、約14日以内に「交付決定通知書(様式第3号)」を送付します。

【重要】必ずこの通知を受け取ってから、事業者との契約や伐採作業を開始してください。

3



伐採事業の実施

交付決定内容に基づき、事業者へ伐採を依頼・実施します。

【事業実施後】

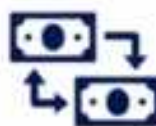


実績報告

完了後、速やかに実績報告を提出します。
実績報告書(様式第7号)

【重要】 R7年度の提出期限は2月27日です。

- ・ 実績報告書(様式第7号)
- ・ 伐採後の状況が分かる写真
- ・ 事業者への支払いが分かる領収書の写し



請求・補助金の受取

「補助金交付請求書」(様式第9号)を提出後、審査を経て指定口座へ補助金が振り込まれます。



申請するうえでの注意点

申請前に必ずご確認ください。

- 事前申請が必須です。伐採後の申請は補助の対象外です。
- 対象外の樹木や区域がありますので事前にご確認ください。
- 専門業者への委託が条件です。ご自身や知人による作業は対象外です。
- 所有者以外が申請する場合、所有者の同意（委任状）が必要となります。
- 補助金は他の目的に使用できません。
- 申請は同一年度に一回限りです。
- 虚偽の申請などがあった場合、交付決定の取消や補助金の返還を求めることがあります。

ご不明な点は、お気軽にお問合せください。

秋田市産業振興部 農地森林整備課 林業基盤担当

電話：018-888-5741